

「昇段・級審査規定」

令和4年4月24日
千葉地区柔道会

千葉地区柔道会は、千葉地区柔道会会則第23条に基づく地区会員の柔道の昇段・級の審査（推薦・地区推薦）を行うため、本規定を定める。女子の段位については、女子〇段と読み替えることとする。

- 1、審議員 講道館柔道四段以上で、常任理事会の推薦を受け、会長が指名した者とする。
(定数は若干名とする。)
- 2、受験資格 千葉地区（千葉市・市原市・習志野市・八千代市・四街道市）の各市内に在住・在勤・在学する者で、千葉地区の会員であり、千葉地区所属の指導者より推薦されていること。
- 3、審議 千葉地区における審議は、「講道館昇段資格に関する内規」（以下「内規」という。）等を基準に行い、審議条件（審査内容・配点）は本規定による。
- 4、昇段時の最少年齢（男子・女子共通）

昇段する段位	初 段	二 段	三 段	四 段	五 段
昇段できる最少年令	満14才	-	-	-	満20才

昇段の基準日（満年齢：出生日起算、修業年限：講道館における昇段の翌日起算）は、千葉県柔道連盟における審議日とする。

初段受験の最少年齢14歳の解釈について、「**13歳でも中学2年生**」は、昇段できるものとする。

5、試合成績と修行年限

昇段する段位		初 段	二 段	三 段	四 段	五 段	
試合成績と修行年限	評 定	無段における 得点、年限	初段における 得点、年限	二段における 得点、年限	三段における 得点、年限	四段における 得点、年限	
	秀	大会成績	全日本柔道選手権大会、世界柔道選手権大会又はオリンピック競技大会柔道競技で3位以上				
		修行年限		半年以上	1年以上	1年以上	1年半以上
	優	大会成績	10点以上（又は全日本柔道連盟の強化選手に選考されていること）				
		修行年限		1年以上	1年半以上	2年以上	2年以上
	良	大会成績	6点以上				
		修行年限	1年以上	1年半以上	2年以上	3年以上	4年以上
	可	大会成績	3点以上				
		修行年限	1年半以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上

得点は、講道館、全日本柔道連盟、および千葉県柔道連盟（初・二・三段については、千葉地区含む。）が主催又は後援した大会などに限る。

- ① 同段者に対する「勝ち」 1.0点等。
- ② 「不戦勝ち」等、試合が行われなかったものを除く。
- ③ 詳細は、「内規」の通りとする。

6、審議条件（三段まで）

(1) 一級

- ① 修行年限：柔道をはじめて、6ヶ月以上経過していること。

- ② 基本動作 礼法 10点 立礼・座礼 (座り方・立ち方・構え方、動作の時間)
 受身 30点 後ろ受身・横受身・前回り受身
- ③ 基本技 投技 20点 手技・腰技・足技の各一つ、逆の技を一つ
 固技 20点 抑え込み技のうち「袈裟固め」。絞め技のうち「送り襟絞め」
 なお、中学生の基本技は、「絞技」を「抑え込み技」に替え、「抑え込み技」を二本(「袈裟固め」と「横四方固め」とする。
- ④ 応用技 試合・乱取 20点 時間3分以内、2本行う。
 ※ 合格点は70点とする。ただし、基本動作・技における得点が63点以下は不合格とする。

(2) 初段・二段・三段

- ① 修行年限：5の修行年限を満たしていること。
 ② 初段受験者は、千葉地区審査会において一級に合格していること。
 ③ 試合成績による得点が現段(級)位において3点以上、修行年月が初段：1年半以上、二段：3年以上、三段：4年以上の場合、この推薦書(試合成績により評価した得点)により評定を行う。
 ④ 修業年限を満たすが、「試合成績により評価した得点」が「可」の3点に満たない場合、実技試験、「礼法、姿勢・態度、受身、技の知識、試合・乱取」の各項目を総合的に判断し、評定する。
 ⑤ 「形」については、「可否」を評定する合格点を
 初段：21点、二・三段：28点以上とする。
 ⑥ 点数配分・・・合格点は、70点(ただし、形の審査に合格すること。)とする。

得点	配 分	初 段		二 段		三 段	
	推薦書		40	(20)	40	(20)	40
学科		10	(10)				
試合・乱取		20		20		20	
形		30	(30)	40	(40)	40	(40)
実技試験			(40)		(40)		(40)

(〇〇)・・・試合成績によらない実技試験(礼法、姿勢・態度、受身、技の知識、試合・乱取)の場合の得点。

- ⑦ 前回の紅白試合における現段級位、一級・初段・二段の部(同段・級位)における「抜群」の候補者には、審査会当日の初段・二段・三段の部における「試合・乱取」を免除する。
 ⑧ 試合・乱取の内容、形の評価基準については、審査会の事前審議委員会で決定する。
 ⑨ 形の審査に「不合格」の場合、審査を保留とし、次回、形について再受験させるか、講習参加を選択させる。講習の日程については、当該審議会にて決定する。
 ⑩ 審査会前日の負傷等により、試合・乱取、形の審査を受けることが困難な場合、5の評定が「優」であり、形講習会等に出席した受験者に限り、筆記・口頭試問等により考査(形の確認筆記試験)を行う。なお、得点は点数配分の8割を上限とする。

7、四段・五段の地区推薦

「講道館昇段資格に関する内規」および千葉県柔道連盟所定の審査規定ならびに本規定により地区推薦の可・否を審議する。

8、形の審査 (四段・五段は、千葉県柔道連盟にて評定を受ける。)

審査を受ける段・級位	審査される形
初 段	投の形のうち手技・腰技・足技
二 段	投の形
三 段	固の形
四 段	柔の形
五 段	極の形

- (1) 三段までは、千葉地区にて評定を受ける。
 (2) 障がい等の理由で演技ができない者については、可能な範囲で該当の形の知識を審査すること

とができる。

- (3) 特例として、身体上の事由によって衝撃を受ける技、形が無理な初段、二段、三段受験者は、柔の形をもって受験することができる。

9、書類・功績による昇段 昇段は原則として1回限りとし、次の年限を必要とする。

昇段する段位	初段	二段	三段	四段	五段
経過年限		初段昇段後 7年以上	二段昇段後 8年以上	三段昇段後 9年以上	四段昇段後 10年以上

- (1) 年齢は、原則30才以上であること。
(2) 柔道の普及、振興に貢献のあった者であること。
(3) 「推薦書」を、審査会の前日までに、理事長、会長を経て、審議部長に提出すること。
(4) 書類・功績による昇段の審議にあたっては、書類・功績によらなければ昇段できない事由および功績の内容について精査する。

10、推薦書

- (1) 推薦書の記述内容は、所属の指導者より許可を受けていること。
(2) 受験希望者は、講道館所定の「推薦書」・「女子推薦書」を、審議部が指定する日までに理事長まで提出すること。
(3) 推薦書の記述内容は、正確・丁寧であり、不実記載がないこと。

11、審議の決定

- (1) 昇段・級候補者の審議は、出席審議員の3分の2以上の賛成により合・否を決定する。
(2) 所属の指導者より推薦を受けることができない受験希望者は、その理由を千葉地区柔道会会長に申し出、その許可を得ることにより、受験資格者となることができる。
(3) 審査会当日欠席の受験者は、原則として審議の対象外とする。
ただし、事前に、所属の指導者から理事長に申し出、対策を協議したうえで、その許可を得ることにより、審議の対象者となることができる。

(付則)

1. 本規定は、平成28年 5月 1日から施行する。
2. 本規定の改廃は、千葉地区総会にて議決を経て行う。
3. 平成29年2月21日開催の「講道館段位推薦委託団体会長会議確認事項」を追加。
4. 令和4年4月24日改正。